

県西地域調達情報

令和6年11月26日公表 調達番号:西24068号

件名:旅券窓口キャッシュレス専用支払機(POSシステム)等の購入(パスポートセンター)

見積書提出期限:令和6年12月5日(正午) 見積書提出場所:調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	POS端末	プロスパー・ネットワーク	ITR6000P WHITE	可	1	台	令和7年3月19日	パスポートセンター 小田原出張所 小田原合同庁舎1階 (小田原市荻窪350-1)
2	POSアプリ	プロスパー・ネットワーク	PROGRESS-S	可	1	式		
3	レシートプリンタ	プロスパー・ネットワーク	CT-S257	可	1	台		
4	QRリーダー	プロスパー・ネットワーク	M-11WHT-USB	可	1	台		
5	設置料等			—	1	式		

特記事項

別添仕様書を御確認の上、設置料・研修実施料・操作マニュアル作成料・保守サポート料等も含んでの見積書提出をお願いします。

同等品の確認の連絡先

所属	パスポートセンター
担当者	管理課 亀井
電話	045-651-2490
FAX	045-211-1251

旅券窓口キャッシュレス専用支払機（POSシステム）購入等仕様書

1 目的

パスポートセンター小田原出張所において、現在、神奈川県分の一般旅券発給等手数料（以下「手数料」という。）については、書面による旅券発給申請者及びオンライン申請をした者でクレジットカード納付を希望しない旅券発給申請者は、証紙により手数料を納付している。

こうした中、令和7年9月末日で本県の証紙制度が廃止される予定となったことに伴い、令和7年4月1日以降、手数料は原則、キャッシュレスでの納付に変更する。

本件は、本出張所を利用する旅券発給申請者が、キャッシュレスにより手数料を支払うためのキャッシュレス専用支払機の購入等を目的とする。

2 キャッシュレス専用支払機の仕様等

納入物品は新品とし、次の条件を満たすこと。

※参考機種：プロスペア・ネットワーク社 POS システム

POS 端末	ITR6000P WHITE
POS アプリ	PROGRESS-S
レシートプリンター	CT-S257
QR リーダー	M-11WHT-USB

(1) 台数

1セット

(2) 規格等

横40cm以内、奥行40cm以内、高さ80cm以内、使用電源 AC 100V±10%

(3) オプション等（POS 端末・POS アプリ以外の物品）

- ・ レシートプリンタ（本体に内蔵されている場合は不要）
- ・ QR リーダ（本体に内蔵されている場合は不要）
- ・ 上記機器を正常に稼働させる上で、必要なケーブル類等（ソフトウェアも含む）

(4) キャッシュレス専用支払機（POS システム）の仕様

- ① クレジットカード、電子マネー、QRコード（以下「クレジットカード等」という。）の読取・決済が可能で、申請者による支払い方法の選択はタッチパネルのタッチによること。
- ② 申請者が支払うべき手数料額については、受注者が手数料額ごとにあらかじめ作成したQRコード又はバーコードを読み込ませることにより手数料金額の情報を取得することとし、申請者が異なっても、同じQRコード又はバーコードを繰り返し使用できるものとする。
- ③ 決済日時、クレジットカード等の種別、金額、手数料名（商品名）、収納窓口等の各種データ（以下「販売時点情報管理データ」という。）を管理画面から確認できる機能を備えていること。また、販売時点情報管理データを発注者が管理画面等

から CSV ファイル等として出力できること。

- ④ キャッシュレス決済完了後、日時、手数料等の種類、合計金額及び決済手段の分かる利用明細の発行ができること。なお、利用明細の初期設定については、設置箇所の名称、手数料等の名称等の記載事項について、発注者と受注者で協議し、受注者が設定すること。また、初期設定後は、発注者が任意にカスタマイズできる仕様であること。更に、申請者控えと県提出用の2枚以上出力できること、又は、1枚を用具等を用いずに簡単に申請者控えと県提出用に切り離すことができること。なお、県提出用は、複数人数分の旅券手数料をまとめて支払われた場合も、各々の県提出用に分けられるようにすること。
- ⑤ 決済誤りにその場で気づき、決済を取り消すことが可能である場合には、納付者と県職員で確認の上、当該決済を取り消す機能があること。
- ⑥ タッチパネルのボタン配置や支払い方法の説明等の画面表示は、発注者と受注者で協議し、初期設定は受注者が行うこと。また、初期設定後は、発注者が任意にカスタマイズできる仕様であること。

3 納品場所及び履行期限

(1) 履行場所

小田原出張所（〒250-0042 小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎1階）

(2) 履行期限

令和7年3月19日まで

※ キャッシュレス決済運用開始は令和7年4月1日を予定しているため、機器の設置、準備及び操作研修は、令和7年3月19日までに完了するものとする。

4 納品・設置

- (1) 「3 納品場所及び履行期限」で示した期限内に円滑に作業を完了させるため、受注後速やかに作業スケジュールを作成し、発注者の了承を得た上で、導入作業を行うこと。
- (2) 発注者が別に契約する指定納付受託者と連携し、支払機でキャッシュレス決済が可能な状態とすること。
- (3) 設置に当たっては、所定の固定部材で置き台や建物に固定する等、地震等による落下・転倒防止や移動防止措置を施すこと。
- (4) 機器の搬入及び設置は平日に行うこと。

5 研修

- (1) 納品時等に、県職員に対し、機器の操作及び販売時点情報管理データ等に関する操作研修を実施すること。
- (2) 実施スケジュール及び実施方法については、発注者と受注者で協議の上決定する。

6 操作マニュアル

- (1) 次にに関するマニュアルを納品場所に、納品時に添付すること。
 - ア 機器に関する操作手順
 - イ 販売時点情報管理データの集計、及び分析管理に関する操作手順
- (2) マニュアルは、日本語で書かれ、分かりやすいものであること。また、オンライン上でも参照可能とすること。

7 保守及びサポート

- (1) 納入後6か月以内に、機器及びシステムの故障が発生した場合は、それが発注者に責がある場合を除き、速やかに無償で交換又は修理に応じること。また、修理に伴い発生する運搬料については、受注者の負担とする。
- (2) 納入後6か月以内に、販売時点情報管理データを管理できる機能のバージョンアップが必要となった場合は、無償で応じること。ただし、バージョンアップによるプログラムリリースや配付については、機器の運用に支障のないよう実施すること。

8 その他の事項

- (1) 障害及び照会には遅滞なく対応し発注者の業務に支障が生じないようにすること。
- (2) 当仕様書に定めのない事項及び当仕様書に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して決定する。

9 参考

機器の使用頻度は、令和7年4月～9月の半年間で3,000回～4,000回程度を想定している。